

## 平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業実施要領

### 第1 趣旨

本県の農業においては、農業者の高齢化や農業従事者の減少、遊休農地の拡大が進む中で、地域農業や農地を継続的に維持・発展させていくことが喫緊の課題となっています。このため、農地中間管理事業等を活用して、地域の合意による農地の集積・集約化を進め、担い手農業者への農地集積を図っており、今後も地域農業を継続的に維持・発展させていくためには、多様な担い手の参画が必要となっています。

県内企業の中には建設業や食品製造業等を中心に農業分野への参入意向があり、雇用の促進やこれまで企業経営で培ったノウハウを活かした特色ある農業経営の展開が期待されています。

また、近年では福祉事業所と障がい者を農業の新たな担い手として位置付け、農福連携が推進されてきており、福祉事業所の農業参入が進んでおり、障がい者が農業分野で活躍する場面も増えています。

このように、企業等が多様な担い手として地域農業の発展の一翼を担うだけではなく、地域とパートナーシップを結びながら、地方創生を牽引していくことが期待されています。

しかし、農業への新規参入は、先行投資の負担が極めて大きいだけでなく、農産物の価格変動、自然災害による収穫量の変動、資材・燃料価格の高騰等、安定的な収益確保を妨げるリスクが数多く存在し、特に、中山間地域では獣害等のリスクがあります。このため、中山間地域等の条件不利地で企業等が多様な担い手として自立し、農業参入による地方創生を牽引していくためには、初期投資の軽減をはじめ、積極的な農業参入を促進させるための支援方策が不可欠です。

そこで、農業経営の初期投資に必要な経費を支援することにより、企業等の農業参入による雇用創出、遊休農地の解消、障がい者就労の促進など、地域農業の新たな展開を中心とした中山間地域等の地方創生モデルの確立を図ります。

### 第2 事業内容

農業経営を行うに際して必要な機械・施設等の整備及び農地の造成等や担い手確保のための人材育成等にかかる経費を支援する。なお、採択にあたってはコンペ方式を採用するものとし、地域雇用の創出、遊休農地の解消、障がい者就労などに取り組み、地方創生に寄与する事業提案を優先採択する。

事業内容の詳細については、「平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業実施について」で別途定める。

#### 1 事業実施主体

三重県内で事業を営む企業等のうち、平成28年度内に新規で農業経営に取り組む者、または既に農業経営に取り組んでいる者で平成28年度内に経営規模を拡大する者

#### 2 補助率

補助率は事業費の1/6以内とし、1モデル事業あたりの上限は5,000千円とする。ただし、障がい者雇用等に取り組む企業等は補助率を1/4以内とし、1モデル事業あたりの上限は同額とする。

### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、事業採択から平成29年3月20日までとする。

#### 第4 実施手続

##### 1 事業計画の作成

要領第2の事業を実施しようとする事業実施主体は、別に定める様式により事業計画を作成し、知事に提出して承認を受けるものとする。なお、事業の採択にあたっては、コンペ方式を採用する。事業採択の手続きについては、「平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業の実施について」で別途定める。

##### 2 事業実績の報告

要領第2の事業を実施した事業実施主体は、別に定める様式により事業実績報告を作成し、事業完了の日から起算して15日以内に知事に提出するものとする。

#### 第5 助成措置

県は、要領第2の事業について、事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

#### 第6 暴力団排除のための措置

- 1 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わない。
- 2 補助金の交付決定に当たっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

#### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、三重県補助金等交付規則で定めるとともに、農林水産部長が別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年9月1日から施行する。

## 平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業の実施について

### 第1 事業内容

中山間地域等(別紙「特定地域指定一覧表」に示す地域)において、農業経営を行うに際して必要な機械・施設等の整備及び農地の造成や担い手確保のための人材育成等にかかる経費を支援する。なお、採択にあたってはコンペ方式を採用するものとし、地域雇用の創出、遊休農地の解消、障がい者就労などに取り組み、企業等の農業参入による地方創生モデルとなり得る事業提案を優先採択する。

#### 1 補助対象者

補助事業の対象者は、企業（食品関連産業、建設業、製造業、小売業等）、農協出資型法人（農協が5割以上を出資する法人。取り組む事業の一部において、農協が自ら行うことが必要な場合は農協を含む。なお、補助金交付決定までに設立が確実なものに限る）、就労継続支援A型事業所もしくは同B型事業所を運営する法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等）であって、平成28年度内に県内において農業に新規参入、もしくは経営規模を拡大し、新規に1名以上の雇用を行い、かつ遊休農地の解消計画を有するもの。ただし、就労継続支援B型事業所にあつては、新規に1名以上の障がい者が就労する場合を含む。

#### 2 補助対象

農業経営の初期投資に必要な機械・施設の整備、農地の造成等や担い手確保のための人材育成にかかる経費及びその他必要な経費。ただし、企業等が農業生産法人を設立し農業参入する場合、ハード整備等で国庫補助事業の対象となるものは除く。なお、事業計画に対して過剰な投資と判断した場合は、補助対象から除外することもある。

#### 3 事業実施主体の要件

- (1) 本事業の補助対象経費と重複する国、地方公共団体の他の助成を受けていないこと。
- (2) 三重県から事業実施状況の確認を求められた場合は協力すること。また、事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- (3) 補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときは、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）第8条第1項に基づき、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。

#### 4 次の場合は、補助金を交付せず、また、交付した補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 事業実施主体の都合により事業を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により事業実施が不可能となった場合を除く。）
- (2) 本事業により整備した機械・施設等が、事業実施のために使用されていないことが認められたとき。
- (3) 県が定める交付条件等に違反したとき。
- (4) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき。
- (5) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱」別表に掲げる一に該当する者であると確認されたとき。
- (6) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中であるとき。

- (7) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中であるとき、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当するとき。
- (8) 三重県が賦課徴収する税、又は地方消費税を滞納しているとき。
- (9) 新規の雇用について、確実性並びに継続性が認められないとき。

## 第2 採択におけるコンペ方式の内容と手続き

### 1 モデル事業実施における企画提案書の作成

本事業では、企業等が行う農業経営を通じて、地域農業や農地を継続的に維持・発展させていく中で、担い手の確保・育成、遊休農地の解消や雇用創出などを図る。このことから、企画提案書は以下の内容等を踏まえたものとする。

#### (1) 地域農業への貢献

農業参入に際して地域との調和が図られているか。

事業実施により、地域の発展に必要な人材が確保できるか。

事業実施により地域活性化に寄与し、地方創生のモデルとなり得るか。

#### (2) 事業計画

事業計画が、平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業の実施について（以下、「事業の実施について」という。）の事業内容に沿ったものとなっているか。

事業計画の実施による確実な効果が期待できるか。

#### (3) 事業実施体制

事業計画を遂行できる組織体制になっているか。

適切な雇用確保、人材育成できる組織体制となっているか。

#### (4) 農業経営の創意工夫

事業実施において、他の提案にはない独創性、革新性は認められるか。

収益性向上やコスト削減に向けた工夫は盛り込まれているか。

#### (5) 農業経営のモデル的発展性

他地域へ波及する経営モデルとなっているか。

事業の発展が見込める将来性ある内容となっているか。

### 2 企画提案書の提出

平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第2の事業を実施しようとする者は、企画提案書を作成し、農林水産部担い手支援課に提出するものとする。

企画提案書の提出は、様式第1号（別添様式1から3）によるものとする。

### 3 企画提案書実施事業の採択

2により提出された企画提案書について、別に定める企画提案コンペ選定委員会を開催し、企画提案の内容の審査及び選定を行い、企画提案書の選定結果の通知を行うものとする。

### 4 補助金の交付決定

3により企画提案書選定の通知を受けた事業実施主体は、速やかに担い手支援課関係補助金等

交付要領（以下、「交付要領」という。）第3に定める交付申請書（第1号様式）を農林水産部担い手支援課に提出し、補助金の交付決定を受けるとともに交付決定の条件を遵守しなければならない。

#### 5 事業の着手

事業実施主体は4により交付決定を受けた後、速やかに事業に着手することとする。なお、実施要領第4の1に定める事業計画の変更（中止、廃止）及び補助金額の変更等については、交付要領第4並びに第5に基づき行うものとし、重要な変更に際しては事前に協議するものとする。

#### 6 概算払の請求

補助金の交付決定を受け、概算払を受けようとするときは、交付要領第8に基づき、概算払請求書（様式第5号）を農林水産部担い手支援課に提出するものとする。

#### 7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付要領第7に基づき、補助事業等状況報告書（様式第4号）を1月10日までに農林水産部担い手支援課に提出するものとする。

#### 8 事業実績の報告

事業実施主体は事業完了後速やかに、交付要領第9に定める第6号様式の実績報告書と第26号様式の事業実績書、また、同要領第10に定める第7号様式の精算払請求書、又は概算払を受けた場合には概算払精算書を農林水産部担い手支援課に提出するものとする。

#### 9 補助金の額の確定

県は交付要領に基づく実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地確認等により内容を確認し、適切であると認められる場合は、補助金の額を確定する。

なお、概算払を受けて精算し、余剰金が出た場合は県に返納するものとする。

#### 10 帳簿の整備

事業実施主体は、本事業の経緯にかかる帳簿（会計事務、資産台帳、事業実施事務等、一連の書類）を整備し、適切に管理するものとする。なお、帳簿は事業完了後から5年間は保管するものとする。

#### 11 事業で整備した財産の管理

事業実施主体は、本事業で整備した財産について、事業計画に即した適切な運用と管理を行うものとする。

#### 12 事業完了後の目標達成状況報告

事業実施主体は、事業完了後から5年間は、毎年度末時点の事業計画達成状況を第27号様式により、翌年度の4月30日までに農林水産部担い手支援課に提出するものとする。

### 1.3 消費税相当額の取扱い

- (1) 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- (2) 補助事業の実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、精算条件を付したうえで消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行うが、実績報告及び補助金の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとする。
- (3) 補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付したうえで消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させるものとする。

### 1.4 その他の税の取扱い

消費税以外の税については、本事業で導入する機械・施設等の整備のために不可分のものを除き、原則として補助対象外とする。

### 1.5 補助金の支払い

上記に定めたものの他、補助金の支払いについては、三重県補助金等交付規則、農林水産部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱及び担い手支援課関係補助金等交付要領に定めるところによる。

### 附則

- 1 この事業の実施については、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この事業の実施については、平成28年9月1日から施行する。

